

加入していますか？ 労働保険

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます。)

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に災害にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

成立手続きを怠った場合は

事業主が故意または重大な過失により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。(労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度)

- ① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1)労働保険の加入手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓

事業主が故意に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を事業主から徴収

(2)(1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

↓

事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を事業主から徴収

<費用徴収の実施例>

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていませんでした。

ところが、先般、従業員B(賃金日額1万円)が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

A社について、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定され、保険給付額の40%の金額が徴収されることになります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分)×40% = 4,000,000円

事業主は、正社員、アルバイト、パートなどの労働者を一人でも雇つたら労働保険の加入義務があります。

労働保険の加入手続きには、①事業主が労働基準監督署に直接行う方法と②労働保険事務組合に委託して代わりに行ってもらう方法があります。

労働保険は、労働災害等から大切な労働者・家族を守るだけでなく、会社(事業主)を守る保険でもあります。

労働者を一人でも雇つたら、①労働基準監督署または②労働保険事務組合で加入手続きを行ってください。

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも 働く職場に 労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険

労災保険

+

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇つたら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中！

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会





事業主の皆さんへ

労働保険の成立手続について



「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の
成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、
労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。



●労働者とは？



労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象となることがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠つていると？

1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていない過去の期間についても遅って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。



3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら▶ [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら▶ [労働保険 口座振替納付](#)

